

第 190 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
 名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
 TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
<http://www.maeda-cpa.com/>

平成 19 年 4 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 189 回

勝友会等でお話していますように「アメリカ」が危なくなってきました。

特に住宅関連産業が非常に危険です。したがってニューヨークダウも、もう一時の勢いがありません。この流れが日本にも届き始めています。十分注意をしてみてください。あつと言う間に景気は下降します（中小企業はあまり上昇もしていませんでしたが）。

ところで、4月2日の日経に興味深い記事（景気指標）がありました。

ちょっと参考

「静かではあるが水は着実にあふれ出している。にもかかわらず消費が低迷を脱していないように見えるのは水路が変わってきている点も大きいようだ。インターネット通販では、携帯電話による通販を含め二桁成長で伸びている企業が多い。家電、健康器具、衣料、書籍、生鮮の産直、さらに映像、音楽配信など、扱う商品は年々拡大している。また医療、介護、教育、旅行、レジャーなど「ものよりサービス」という消費傾向も強まっており、家計調査でも全体像をとらえたい。

企業側に必要なのは、流れる水を適切に受け止めるビジネス(水路)の開発だろう。」

飽食の時代のユーザーはわがままです。

ピンとアンテナを張って、しっかり消費（消費者）の方向感を把握してください。そのためにさあ、「人脈と企業内ディスカッション」でガンバレ！！

前田の《今人生を語る》第 95 回

めざめよ日本人^①

世界中で一番速く崩壊（精神的に）するのは日本（日本人）のような気がします。なぜでしょうか！！

- ・ 国民一人一人に、特に若者に危機意識がない（武士道はどこへ行ってしまったか？）したがって義務感がなく権利意識ばかり、徴兵制度も必要になってきます。
- ・ 若者が今考えていることは国を守るのではなく、自分の満足感ばかり（飽食の時代の特色か？）
- ・ 世は無責任人ばかり
- ・ 「やらなければ」という目標意識、義務意識が薄い
- ・ モラルの低下 → 今の日本人は最悪です
- ・ 平気で親が子を、子が親を殺す、殺伐とした世の中
- ・ 指導者たる人自身が、無責任、利己主義、金の亡者

歴史が教えてくれています。

過去のギリシャ、ローマ帝国の崩壊を！！

すなわち、「驕れる者、驕れる民族、驕れる国は久しからず」
 なんとか、我々も厳しく自分を律しなければ！！

平成 18 年税制改正で交際費課税に関する規定が改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、交際費の範囲から「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費その他これに類する行為のために要する費用」（以下「飲食費等」といいます。）が除外されました。ちょうど今決算期を迎えた企業にとって関係する事項ですので、今回再度取り上げます。

1. 改正の概要

- (1) 交際費の範囲から「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費その他これに類する行為のために要する費用」が除外されました。
- (2) 交際費の範囲から「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」を除外するには、下記の事項を記載した書類を保存していることが要件となります。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店の名称及びその所在地

2. 1 人当たり 5,000 円以下の判定の方法

計算式は次のとおりです。

$$\frac{\text{飲食等のために要する費用}}{\text{として支出する金額 (※)}} \div \frac{\text{飲食等に参加した者の人数}}{\text{}} = \text{1 人当たりの金額}$$

(※)消費税等の取扱いですが、消費税抜経理方式を採用する企業であれば消費税抜きの金額、消費税込経理方式を採用する企業であれば消費税込みの金額となります。

3. 注意点

- (1) 飲食費には、いわゆる社内飲食費（自社の役員又は従業員又はこれらの親族に対する接待等の為の飲食費）は含まれません。
- (2) 飲食費等とは次のようなものが含まれます。
 - ① 自己の従業員などが得意先を接待して飲食するための「食事代」（テーブルチャージ・サービスも含まれます。）
 - ② 得意先などの業務や行事の開催に際して弁当の差入れを行なうための「弁当代」
 - ③ 飲食店での食事の後、その飲食店で提供されている飲食物の持ち帰りの為の「お土産代」
 - ④ 同業者パーティー・得意先等開催の懇親会などに出席した場合における「自己負担分の飲食相当額」
- (3) また、飲食費等には次のようなものは含まれません。
 - ① お中元・お歳暮の様に、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する場合の「贈答品代」
 - ② 飲食店へ（飲食店から）送迎するための「送迎費」
 - ③ ゴルフ・観劇・旅行等に際しての「飲食費」⇒飲食行為だけを区分できないので
- (4) 接待する得意先が 1 人だけである場合でも、そのために相当数従業員が参加する必要があったのであれば社内飲食費とはされませんが、得意先の従業員を形式的に参加させた場合には社内飲食費に該当し、交際費扱いされます。
- (5) 会議費等との関連ですが、従来から交際費に該当しないとされている会議費等（会議の時のお茶・お茶菓子・弁当などの費用）については、これまでどおり、1 人当たり 5,000 円超であっても通常必要であると認められるものである限り交際費には該当しません。